

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案等の概要

令和3年2月
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

I. 趣旨

平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画において、初めて再生可能エネルギーの「主力電源化」が掲げられ、また、令和2年10月には、菅首相より、臨時国会の所信表明演説において、「国内の温暖化ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする」方針が打ち出されるなど、再生可能エネルギーに対する期待は高まっています。

こうした動向等を踏まえつつ、令和2年9月から、調達価格等算定委員会において令和3年度以降の調達価格等の在り方について議論が重ねられ、令和3年1月に同委員会の意見が取りまとめられました。

また、全国的な再エネ導入拡大により、東京・中部・関西（以下「中三社」という。）以外の全エリアにおいて、太陽光及び風力の接続量等が30日等出力制御枠を超過している状況である一方、需要規模が相対的に大きい中三社には、これまで30日等出力制御枠が存在しませんでした。他方で、これらの地域でも再エネの導入拡大が進んでいることから、接続可能量を試算した結果、条件によっては太陽光の接続量等が既に接続可能量を超過するケースがあることを踏まえ、指定電気事業者制度を廃止し、全エリアについて無制限無補償ルールを適用することが妥当ということが、昨年10月9日の総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会・電力・ガス事業分科会／再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び同調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の合同会議（以下「合同会議」という。）において合意を得ました。

加えて、回避可能費用に関して、2016年度までにFIT認定を受けた小売買取分に関して適用されている激変緩和措置については令和2年度末で終了すること、及び、FIT制度に起因する再エネ予測誤差に対応するための調整力の確保費用に関して、2021年度以降、変動電源の買取電力量の実績に応じてエリア毎に一定額をFIT交付金から支払うこと、についてそれぞれ昨年10月26日、12月9日の合同会議において合意を得ました。

これらの関連する委員会等における議論の成果・決定事項を含め、必要な措置を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）に基づく制度に盛り込むべく、資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）及び関係省令・告示の追加・改正に向けた検討を進めてまいりました。

また、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号。以下「エネルギー供給強靱化法」という。）」が令和2年6月5日に成立、同月12日に公布されました。同法第3条の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正（以下「改正法」という。）」により措置された規定については、エネルギー供給強靱化法附則第1条柱書の規定により令和4年4

月1日から施行することが決定しています。

このうち、改正法にて新たに措置されることになった解体等積立金の積立て（第15条の6等の規定）や系統設置交付金（第28条等の規定）については、当該規定の施行に向けて、速やかに制度の詳細を再生可能エネルギー発電事業者等の関係者に示し、予見性を高めることが重要です。そのため、昨年10月19日の総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ、昨年8月31日の合同会議において、制度の詳細設計に係る議論を行い、制度の内容について合意を得たため、これらの議論の成果・決定事項についても関係する経済産業省令及び告示の追加・改正に向けた検討を進めてまいりました。

これらの内容に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくべく、これらの省令・告示の追加・改正案について意見公募手続を行います。

II. 概要

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第一条関係）

第3条 再生可能エネルギー発電設備の区分等

- 経済産業大臣が調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることとなる再生可能エネルギー発電設備の区分等（再生可能エネルギー発電設備の区分（電源種）、設置の形態及び規模）のうち、風力発電設備について、以下の下線部のとおり陸上風力発電設備の区分等の細分化を行う。

風力発電設備

- ① 陸上風力発電設備（⑤を除く）のうち、250kW未満のもの
- ② 陸上風力発電設備（⑤を除く）のうち、250kW以上のもの
- ③ 洋上風力発電設備（着床式）
- ④ 洋上風力発電設備（浮体式）
- ⑤ 陸上風力発電設備（リプレース案件）

第14条 特定契約の締結を拒むことができる正当な理由

- 第14条第8号イにおける出力制御の上限に関する記載「（太陽光発電設備に係る損害にあつては、当該抑制を受けた時間が年間360時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限り、風力発電設備に係る損害にあつては、当該抑制を受けた時間（当該風力発電設備の定格出力に対する出力の抑制の指示を受けた後の出力の割合に、当該抑制を受けた時間を乗じて得た時間を控除した時間とする。）が年間720時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限る。）」を削除するとともに、同条10号から13号までを削除し、同条第4項に規定する出力制御に係る見通しの公表義務の主体を指定電気事業者から特定契約電気事業者へと変更する。

第21条 交付金の額の算定方法

- 電気事業者に対して交付される交付金の算定方法について、法第29条に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に加える額として、第3号に「特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより電気事業者が、インバランス料金又はこれに準ずる費用を追加的に負担する平均の費用として経済産業大臣が定める額とは別に、当該再生可能エネルギー発電設備を設置する場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合、その平均の費用として経済産業大臣が定める額」を追加する。併せて、激変緩和措置終了に伴う、関連条文の規定や様式の削除等を行う。

様式関係

- みなし電気事業者の回避可能費用に係る激変緩和措置の終了に伴い、様式第17を削除する。
- 申請側・審査側の業務効率化のため、申請側の記載・添付漏れや記載誤りの多かった事項に関し、記載事項・添付書類の簡略化（申請項目中の文言・記載欄の省略や変更申請時の添付書類の省略）、記載すべき事項に関する補足説明の追加（地上設置の場合における設置形態のチェック欄追加、保守点検・維持管理計画の別紙提出に関する補足）、添付書類中で遵守を求めていた事項（計量法上の使用の制限を満たす電力量計の設置及びその設置の報告）を遵守事項へ位置づけるといった明確化等を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正（第二条関係）

第4条の3 内部積立ての方法等の記載

- ◎ 改正法第15条の11の規定に基づき、同法第15条の6から第15条の10までの規定に基づかずに、改正法第9条第2項第7号で規定する、「再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理」（以下「解体等」という。）に要する費用に充てるための金銭を積み立てようとする場合（以下、この積立方法を「内部積立て」という。）における、再生可能エネルギー発電事業計画に記載することができる事項として、同法第9条第3項に基づき、以下の内容を定める。
 - ▶ 解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の総額並びに積立ての時期及び方法
 - ▶ 金銭の積立て以外の方法により必要な資金を確保する場合における当該確保の方法

第5条 認定基準

- ◎ 内部積立てによる再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けるための要件のうち、長期安定発電に関する要件として、改正法第9条第4項第1号による認定基準に、以下の内容を加える。
 - ▶ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講ずるものであり、当該措置を公表すること
 - ▶ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業と地域社会との共生に向けた取組を講ずるものであり、当該取組の状況を公表すること
 - ▶ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和39年法律170号）第38条3項に規定する事業用電気工作物に該当すること
 - ▶ 当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電業者に該当すること又は当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が電気事業法施行規則（平成7年第77号）第3条の4第1項各号のいずれにも該当し、その旨が当該認定を申請した者以外の者によって電気事業法に基づく発電事業届出書の記載事項として届け出されていること

第6条の2 認定基準

- ◎ 改正法第9条第4項第7号に基づき、内部積立てによる再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けるための要件のうち、資金確保に関する要件として、改正法第9条第4項第7号による認定基準を、以下のとおり定める。
- 解体等に要する費用に充てるための金銭として積み立てる額の総額が解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を上回るものであること
 - 改正法第15条の6第4項の規定により解体等積立金を積み立てる場合よりも早期に解体等に通常要する費用に充てるための金銭が積み立てられること
 - 解体等に要する費用に充てるための金銭の積立ての方法が、次のいずれかに該当するものであること
 - －金融機関との契約において、再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び積立金の管理に係る事項が定められ、当該積立金が他の用途に用いられないことが確保されていること
 - －認定の申請をした者又はその親会社等若しくは子会社等（金融商品取引法上の金融商品取引所又はこれに準ずる取引所において株式を上場している場合に限る。）が、会社法上の計算書類又はこの附属明細書において解体等に要する費用に充てるための資金を計上していること又はこれに準ずる場合
 - 上記のとおり金銭の積立ての方法以外の方法によって資金を確保する場合においては、当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能であること
 - 毎年、確保されている解体等に要する費用に充てるための金銭の額（金銭の積立て以外の方法によって資金を確保する場合にあつては、当該金銭の確保の方法）を公表することに同意すること
 - 内部積立てに係る上記各要件を満たさなくなった場合について、以下の事項に同意すること
 - －当該時点において積み立てられているべき積立金に相当する額の金銭を、遅滞なく電気事業法第28条の4に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に積み立てること
 - －当該時点以降は、改正法第15条の6及び第15条の7の規定により解体等積立金を推進機関に積み立てること

第13条の4 積立期間

- ◎ 改正法第15条の6第2項に基づき、解体等積立金を積み立てるべき期間を、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間と定める。
- 調達期間が終了する日から起算して10年前の日が令和4年7月1日より前の日である場合
 - －令和4年7月1日以降に最初に検針等（第25条で定める期間ごとに行われる検針その他これに類する行為をいう。以下同じ。）が行われた日
 - 上記以外の場合
 - －調達期間が終了する日から起算して10年前の日以降に最初に検針等が行われた

第13条の5 積立方法

- ◎ 改正法第15条の6第4項に基づき、特定契約に基づき解体等積立金を積み立てる方法を、次のとおり定める。
 - 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、特定契約により電気事業者に供給したときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、当該供給した再生可能エネルギー電気の量に、改正法第15条の7第1項に規定する解体等積立基準額を乗じて得た額の金銭を解体等積立金として当該電気事業者に交付する。
 - 電気事業者は、上記の方法により再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日に認定事業者から解体等積立金に相当する額の金銭の交付を受けたときは、当該認定事業者から供給された再生可能エネルギー電気に係る改正法第15条の2第1項に規定する調整交付金の交付日において、当該解体等積立金に相当する額の金銭を推進機関に対して交付する。

第13条の6 積立額の算定期間

- ◎ 改正法第15条の7第1項に基づき、解体等積立金の額を算定するための期間を、次のとおり定める。
 - 第13条の4で定める日以降、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの各期間

第13条の7 解体等積立金の取戻し

- ◎ 改正法第15条の9に基づき、解体等積立金の取戻しのための条件や手続を定める。認定事業者又は旧認定事業者若しくはその承継人（以下「認定事業者等」という。）が、認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。以下同じ。）の解体等積立金を積み立てておく必要がない場合及びその場合における取戻し可能額について、以下のとおり定める。
 - 改正法第15条の12第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合
 - －推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（解体等の完了の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、その残額）
 - 認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている場合
 - －推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額
- ◎ 解体等積立金を取り戻そうとする場合には、様式による申請書を推進機関に提出するものとし、当該申請書には、以下の各資料を添付することを定める。
 - 認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合
 - －解体等を行うことを証する書面及びその費用の額を証する書面
 - 改正法第15条の12第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が

完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合

－再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面

- 認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている場合

－内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てていることを証する書面

- 認定事業者であった者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。以下この条において同じ。）が解体等積立金を取り戻す場合

－認定事業者であった者又はその承継人であることを証する書面

第13条の8 失効に伴う措置

- ◎ 改正法第15条の12第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式に従って申請書を経済産業大臣に提出しなければならない旨を定める。
- ◎ 事業廃止届出をする場合には、上記申請書を当該届出とともに提出することができる旨を定める。

第25条の2 系統設置交付金を算定するための期間

- ◎ 改正法第28条第3項の規定に基づき、一般送配電事業者又は送電事業者が系統設置交付金の算定のために推進機関に系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額を届け出る期間を1年ごととする旨を定める。

第25条の3 系統設置交付金算定のための届出方法

- ◎ 改正法第28条第3項の規定に基づき、事業者名、設置しようとする系統電気工作物の概要、その設置・維持に要する費用の額及び費用項目ごとの内訳及びその他交付に必要な事項を記載し、様式に従って届け出る旨を定める。

第25条の4 系統設置交付金の算定方法

- ◎ 改正法第29条第1項の規定に基づき、系統設置交付金の額は、広域系統整備計画の策定にあたって実施した系統設置交付金の対象となる系統電気工作物に係る費用便益評価の中で見込まれる、広域的な燃料費の減少や二酸化炭素削減により創出される便益のうち、再生エネルギー発電設備によって創出される便益を百分率により算出する方法とする旨を定める。

第25条の5 系統設置交付金の交付に関し必要な事項

- ◎ 改正法第30条の2の規定に基づき、交付に関し必要な事項として、交付金の交付期間は、系統電気工作物の使用を開始した日の属する年度から当該系統電気工作物の耐用年

数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一又は別表第二に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間とする。

様式関係

- ◎ 内部積立てに関する申請書、解体等積立金の取戻しに関する申請書、再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについて確認を受けるための申請書及び系統設置交付金の算定のための届出様式を新たに定める。

附則第13条・第14条

- みなし電気事業者の回避可能費用に係る激変緩和措置の終了に伴い、附則第13条第2項及び第3項並びに第14条を削除する。（第一条関係）

経過措置

- 令和3年3月31日以前に、特定契約申込者と特定契約電気事業者の間で、特定契約電気事業者が損害の補償をすることなく特定契約申込者に求めることができる認定発電設備の出力の抑制の上限を特定契約で締結している場合は、本改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。（第一条関係）
- ◎ 改正後の省令の施行前に認定を受けた発電設備又は事業計画については、解体等積立金に係るこの省令の様式による認定を受けたものとみなす旨を定める。（第二条関係）

この他、他法令の改正に伴う条番号の適正化や第二条関係に係る条ズレ対応等の所要の規定の整備を行う。

電気事業法等の一部改正に伴う施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第49号）の一部を改正する省令

- 指定電気事業者制度の廃止に伴い、附則第8条に規定する「指定電気事業者に関する経過措置」を削除する。
- みなし電気事業者の回避可能費用に係る激変緩和措置の終了に伴い、附則第9条及び第10条に規定する「回避可能費用に関する経過措置」を削除する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第85号）の一部を改正する省令

- 附則第3条で規定した対象者「平成30年3月31日までに現行法第9条第3項の認定を受けたもの（平成28年3月31日以前に認定を受けたものは、平成30年3月31日までに接続契約が締結された場合に限る）」の範囲を適正化するため、「平成30年3月31日までに現行法第9条第3項の認定を受けたもの又は附則第2条第2項に規定するみなし認定事業者（この省令の施行の際現に、募集プロセスが継続している場合を除く。）」とする改正を行う。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正

I 令和3年度の調達価格等

- 調達価格等算定委員会の「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、以下の表のとおり、太陽光発電設備（10kW未満のもの、10kW以上50kW未満のもの及び50kW以上250kW未満のもの）、風力発電設備（リプレースを除く250kW未満の陸上風力発電設備、洋上風力発電設備（着床式）、洋上風力発電設備（浮体式）及び陸上風力発電設備（リプレース案件））及びバイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、10,000kW未満のもの）について、令和3年度の調達価格等を定める。また、太陽光発電設備（250kW以上のもの）、風力発電設備（陸上風力発電設備（リプレース案件を除く。）250kW以上）、バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、10,000kW以上のもの）及びバイオマス発電設備（バイオマス液体燃料によるもの）については、入札対象区分等として指定し、応札額を調達価格として採用する方式（pay as bid 方式）により調達価格を決定することを定める。なお、「 α 」は消費税及び地方消費税に相当する額である。

再生可能エネルギー発電設備 の区分等		調達価格（/kWh）	調達期間
		令和3年度	
太陽光発電設備	10kW未満	19円	10年間
太陽光発電設備	10kW以上50kW未満	12円 + α	20年間
	法第9条第3項の認定の日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に属するもの ※	12円 + α	20年間
	法第9条第3項の認定の日が令和2年3月31日以前に属するもの（地域活用要件に係る認定基準を満たさないもの） ※	11円 + α	20年間
	法第9条第3項	12円 + α	20年間

		の認定の日が令和2年3月31日以前に属するもの（地域活用要件に係る認定基準を満たすもの）※		
太陽光発電設備	50kW以上 250kW未満		11円+ α	20年間
太陽光発電設備（入札対象）			落札価格+ α	20年間
風力発電設備	陸上風力発電設備 （リプレース案件を除く。） 250kW未満		17円+ α	20年間
	陸上風力発電設備 （リプレース案件を除く。） （入札対象）		落札価格+ α	20年間
	洋上風力発電設備 （着床式）		32円+ α	20年間
	洋上風力発電設備 （浮体式）		36円+ α	20年間
	陸上風力発電設備 （リプレース案件）		15円+ α	20年間
バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。））	10,000kW未満		24円+ α	20年間
バイオマス（入札対象）			落札価格+ α	20年間
入札対象区分等として指定される再生可能エネ	法第10条第1項の変更の認定（調達価格	当該再生可能エネルギー発電設備区分等について、結果が公表され		20年間

ルギー発電設備の区分等	が変更となるものに限る)の日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に属するもの	ている直近の入札における供給価格上限額と、当該再生可能エネルギー発電設備に適用されている調達価格のうち、いずれか低い額 + α	
-------------	--	---	--

※以下Ⅱ（２）①又は②に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和3年度に属する場合に、各再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用される調達価格等を定めるものである。

Ⅱ 価格決定日

○ 認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備への調達価格等の適用について、以下のとおり定める。

（１） 10kW未満の太陽光発電設備

当該再生可能エネルギー発電設備に係る以下に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和3年度に属する場合に、当該年度の調達価格等が当該再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用されることとする。

① 法第9条第3項の認定の日

② 法第10条第1項の変更の認定（以下のいずれかの変更の認定に限る。）の日

（i）当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が10kW以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）

（ii）当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が10kW以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）

（iii）接続契約に係る主要な事項の変更

（２） 10kW以上250kW未満の太陽光発電設備

当該再生可能エネルギー発電設備に係る以下に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和3年度に属する場合に、当該年度の調達価格等が当該再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用されることとする。

① 法第9条第3項の認定の日

② 法第10条第1項の変更の認定（以下のいずれかの変更の認定に限る。）の日

➤ 出力の増加（増加後の出力が250kW以上となる場合又は運転開始前におい

て接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。)

- 太陽電池の合計出力の20%以上の減少（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 太陽電池の合計出力の3kW以上又は3%以上の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 接続契約に係る主要な事項の変更
- 当該設備とともに設置される蓄電池に係る変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合において、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設する変更に関し、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって、当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。）

(3) 風力発電設備（入札対象を除く）

① 法第9条第3項の認定の日

② 法第10条第1項の変更の認定（以下のいずれかの変更の認定に限る。）の日

- 出力の増加（陸上風力発電（リプレース案件を除く）であって増加後の出力が250kW以上となる場合又は運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における10kW以上かつ20%以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）
- 運転開始前における区分等の変更
- 接続契約に係る主要な事項の変更

(4) バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）であって、10,000kW未満のもの）

現行の価格決定日が適用される期間を、令和3年度まで延長する。

(5) 入札の落札者に係る太陽光発電設備、風力発電設備及びバイオマス発電設備

当該再生可能エネルギー発電設備に係る落札者の決定の日が令和3年度に属する場合に、当該年度の調達価格等が当該再生可能エネルギー発電設備による発電事業に適用されることとする。

この他、他法令の改正に伴う条番号の適正化の整備を行う。

Ⅲ 解体等積立基準額

◎ 調達価格等算定委員会の「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、改正

法第15条の7第2項の規定に基づき、以下の表のとおり解体等基準額を定める。

認定年度（注）	調達価格	解体等積立基準額
2012年度	40円/kWh	1.62円/kWh
2013年度	36円/kWh	1.40円/kWh
2014年度	32円/kWh	1.28円/kWh
2015年度	29円/kWh 27円/kWh	1.25円/kWh
2016年度	24円/kWh	1.09円/kWh
2017年度	入札対象外	21円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと
2018年度	入札対象外	18円/kWh
	第2回入札対象	(落札者なし)
	第3回入札対象	落札者ごと
2019年度	入札対象外	14円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと
	第5回入札対象	落札者ごと
2020年度	10kW以上50kW未満	13円/kWh
	50kW以上250kW未満	12円/kWh
	250kW以上	落札者ごと
2021年度	10kW以上50kW未満	12円/kWh
	50kW以上250kW未満	11円/kWh
	250kW以上	落札者ごと

(注) 簡易的に認定年度を記載しているが、実際には、適用される調達価格に対応する解体等積立基準額が適用されるものとする。なお、表中の調達価格は、消費税及び地方消費税に相当する額の加算を省略した額である。

回避可能費用単価等を定める告示（平成24年経済産業省告示第144号）の一部改正

- みなし電気事業者の回避可能費用に係る激変緩和措置の終了に伴い、第2条第1項及び第2項の規定を削除する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、同法第5条から第8条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件（平成30年経済産業省告示第52号）の一部改正

- 入札対象区分等として、風力発電設備に係る以下の区分等を追加指定する。

(1) 陸上風力発電設備（リプレースを除く）のうち、250kW以上のもの

○ 入札対象区分等として、風力発電設備に係る以下の区分等を指定から除外する。

(1) 洋上風力発電設備（着床式）

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号）の一部改正

○ 調達価格等算定委員会の「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」を尊重し、令和3年度の入札に当たり、以下の改正を行う。

第2 入札の実施に関する基本的事項

1 入札の実施に関する基本的考え方

○ 入札は入札対象区分等ごとに実施することを原則とするが、バイオマス発電設備については、入札の競争性を確保するため、令和3年度についても、引き続き、バイオマス発電設備に係る全ての入札対象区分等の入札を合わせて実施する。

○ 令和3年度は、太陽光発電設備については年4回（第8回（第1四半期）・第9回（第2四半期）・第10回（第3四半期）・第11回（第4四半期））、陸上風力発電設備については年1回（第1回（下期））、バイオマス発電設備については年1回（第4回（下期））の実施とする。

2 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

○ 入札区分等指定告示で掲げられるものと同様、以下の区分等とする。

(1) 太陽光発電設備であって、250kW以上のもの

(2) 陸上風力発電設備（リプレースを除く）のうち、250kW以上のもの

(3) バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（バイオマス液体燃料を除く。）によるもの（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。））であって、10,000kW以上のもの（以下「一般木材等バイオマス発電設備」という。）

(4) バイオマス発電設備（バイオマス液体燃料によるもの）

3 入札量

○ 令和3年度に実施する入札における入札量は、以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備（第8回～第11回）

第8回は、208MWとするが、第9回以降については、208MWを基準として、直前の回の応札容量を踏まえて、各回の募集容量を機動的に見直す。具体的には、応札容量が募集容量を上回った場合、非落札となった容量の40%を前回入札の募集容量に加えた量を次回募集容量とする。

(2) 陸上風力発電設備（第1回）

1GWとする。

(3) バイオマス発電設備（第4回）

120MWとする。

4 供給価格上限額

- 太陽光発電設備の第8回は11.00円/kWh、第9回は10.75円/kWh、第10回は10.50円/kWh、第11回は10.25円/kWhとする。
- 陸上風力発電設備（第1回）は17.00円/kWhとする。
- バイオマス発電設備（第4回）については、非公表とし、入札募集開始の日までに設定することとする。

6 入札対象区分に係る調達期間

- 陸上風力発電設備に係る調達期間について、入札対象でない風力発電設備と同様20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して4年（当該認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、8年）を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。

第3 入札参加資格の審査のための再生可能エネルギー発電事業計画等

2 事業計画の提出期間

- 入札参加資格の審査のための事業計画の提出期間を設定する上で、考慮する事業計画の審査に要する期間を原則2週間とする。

第4 入札参加資格等

1 入札参加資格に関する基準

- 2,000kW以上の陸上風力発電設備についても、2,000kW以上の太陽光発電設備及び10,000kW以上の一般木材等バイオマス発電設備と同様、次に掲げる事項を入札参加資格に加える。
 - (1) 発電設備の設置を予定する場所が属する自治体（都道府県及び市区町村をいう。以下「自治体」という。）に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づく必要な手続きについて自治体に確認及び相談を行っていること。
 - (2) 自治体からの助言又は指導があった場合にあっては、当該助言又は指導を踏まえ適切に対応していること。

2 入札参加の可否に関する通知

- 指定入札機関が、入札参加資格の審査のための事業計画の提出者に対し、法第7条第1項の規定に基づきその入札への参加の可否を通知する期限は、原則、当該事業計画の提出があった日（当該事業計画が指定入札機関に到達した日）の翌日から起算して1ヶ月

以内とする。

第5 入札の実施等

2 保証金

- 工事費負担金の額が、入札参加時点で提示された額より上振れし、そのことを理由に落札した案件が中止された場合に、指定入札機関は、入札保証金の没収を免除することができることとする。

第6 落札者の認定の申請

2 落札者の認定の取得期限

- 全ての入札において、落札した案件に係る認定取得期限を、入札結果が公表された日から起算して7ヶ月以内とする。

この他、表現の適正化等の所要の規定の整備を行う。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の6第1項の規定に基づき、積立対象区分等を指定する件（新設）

- ◎ 解体等積立金を積み立てるべき積立対象区分等について、次に掲げる事業とする。
 - 施行規則第3条第3号、第3号の2及び第4号に規定する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業
 - 施行規則第5条第2項第5号に規定する複数太陽光発電設備設置事業（同条第1項第9号の2に規定する第一種複数太陽光発電設備事業及び同条第2項第6号に規定する第二種複数太陽光発電設備設置事業を含む。）

施行期日

- 上記の経済産業省令及び経済産業省告示は、「○」を付した事項については令和3年4月1日から、「◎」を付した事項については令和4年4月1日から施行する。

(以上)